

# ワークノート サンプル版

## ・法規の体系と建築基準法の構成

### [1] 法規の体系

日本国憲法

- └ 法律 (ほか) [国会が定める]
- └ 政令 (ほか) [内閣が定める]
- └ 省令 (ほか) [大臣が定める]
- └ 条例 [地方公共団体が定める]
- └ 細則 [地方公共団体の長が定める]

【告示 (ほか) [国土交通大臣など公の機関が定める]】  
〔旧 建設省告示〕

建築専門誌等では、各法令を略記する事が多い。

⇒教科書 P. 22 参照

### [2] 建築基準法の構成

(構成については教科書P.22 表2参照)

条文の構成

「第〇〇条 第〇〇項 第〇〇号」

※第1項の場合の番号 **[1]**は省略

※号は **漢数字** で表す  
(教科書では算用数字)

本文に例外を設ける場合、本文の後ろに「ただし、」ではじまる段落を設ける。

ここで、前段を「本文」、後段を「ただし書き」という。

### [3] 性能規定

旧建基法の ( ) から、  
現建基法の ( ) へ移行。

## 4. 建築基準法の基本用語

### [1] 法令用語

- |     |  |         |
|-----|--|---------|
| ( ) | 起算点を含む   | 以上、以下   |
| ( ) | 起算点を含まない   | 超える、未満  |
| ( ) | 並列の語句「___, ___, ___及び___」  | 及び      |
| ( ) | 並列の語句 大きい意味のグループを結ぶ<br>「_, _及び_並びに_」                             | 並びに     |
| ( ) | 選択的に並ぶ場合「___, ___, ___又は___」                                     | 又は      |
| ( ) | 選択的に並ぶ場合 小さい意味のグループを結ぶ<br>【「又は」は大きい意味のグループを結ぶ】<br>「_若しくは_, _又は_」 | 若しくは    |
| ( ) | 前記した類似の条文について、同じ趣旨のルールを適用すること                                    | 準用する    |
| ( ) | ただし書き等の条件の場合には、本文の内容などについて適用しない場合                                | この限りでない |

### [2] 建築基準法用語

法2条 …… 用語の定義

令1条 …… 用語の定義

この条文に示される用語の定義は、法令を理解するためには重要であり、また建築士試験では、これに関連する問題が、

**毎年出題されている。**

必ず、一読し、どの様な用語の定義がなされているか、どの辺に書いてあるのか、

**すぐ法令集を開けるようにしておくこと。**